

委 託 状 況 届

事業の種類		営業所の名称						営業所の所在地						
								〒 (電話番号)						
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数						補助者数						代理人数
		男	うち 18歳 未満	女	うち 18歳 未満	計	うち 18歳 未満	男	うち 18歳 未満	女	うち 18歳 未満	計	うち 18歳 未満	
	都道 府県〔 〕													
	都道 府県〔 〕													
	都道 府県〔 〕													
	都道 府県〔 〕													
	都道 府県〔 〕													
備考														

令和 年 月 日

委託者氏名 _____

長野 労働局長 殿

〔注意〕

- 1. 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 2. 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄()の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。
- 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

委 託 状 況 届 の 提 出 先

監督署名	所在地		電話番号	管轄区域
長野労働基準監督署	〒380-8573	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎1階	026-223-6310	長野市(中野労働基準監督署の管轄区域を除く)、千曲市、上水内郡、埴科郡
松本労働基準監督署	〒390-0852	松本市大字島立1696	0263-48-5693	松本市(大町労働基準監督署の管轄区域を除く)、塩尻市、安曇野市のうち明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴、明科南陸郷、東筑摩郡、木曽郡
岡谷労働基準監督署	〒394-0027	岡谷市中央町1-8-4 岡谷地方合同庁舎3階	0266-22-3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田労働基準監督署	〒386-0025	上田市天神2-4-70	0268-22-0338	上田市、東御市、小県郡
飯田労働基準監督署	〒395-0051	飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎3階	0265-22-2635	飯田市、下伊那郡
中野労働基準監督署	〒383-0022	中野市中央1-2-21	0269-22-2105	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡
小諸労働基準監督署	〒384-0017	小諸市三和1-6-22	0267-22-1760	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那労働基準監督署	〒396-0015	伊那市中央5033-2	0265-72-6181	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町労働基準監督署	〒398-0002	大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎4階	0261-22-2001	松本市のうち梓川上野・梓川梓・梓川倭、大町市、安曇野市(松本労働基準監督署の管轄区域を除く)、北安曇郡
長野労働局 賃金室	〒380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎3階	026-223-0555	長野県全域

委託状況届の様式は、長野労働局ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。
委託状況届と一緒に「家内労働委託状況の内訳」を提出してください。

○ ご不明な点は、最寄りの労働基準監督署または長野労働局賃金室までお問い合わせください。

【長野労働局 賃金室 E-mail : chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp】



確かめよう
労働条件！



【委託状況届添付用】 家内労働委託状況の内訳 この内訳は、委託状況届と一緒に提出してください。

○事業場の区分（該当欄に☑を入れてください）

☐ 製造・加工業者、販売業者 ☐ 製造・加工、販売の請負業者(いわゆるブローカー、請負的仲介人など)

委託者名	
------	--

○家内労働の類型（男女計）

「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であり、当該家内労働者の従事する業務を補助する者のことをいいます。

類 型 別	家内労働者		補助者	
	男	女	男	女
・専門的・家内労働者（家内労働をその世帯の本業とする世帯主であり、単独又は家族と共に従事する者）				
・内職的・家内労働者（主婦、高齢者等、世帯主以外の家族で本業とは別に家計補助のために従事する者）				
・副業的・家内労働者（他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独又は家族とともに従事する者）				

○家内労働者の行う業務（下記の業務に該当する場合にご記入ください）

		計	類 型				具体的な作業内容		
			専 業	（補助者数）	内職	（補助者数）		副業	（補助者数）
プレス機械、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤等を使用する作業	男	()	()	()	()	()			
	女	()	()	()	()	()			
有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業	男	()	()	()	()	()			
	女	()	()	()	()	()			
鉛又は鉛化合物を使用する作業	男	()	()	()	()	()			
	女	()	()	()	()	()			
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業	男	()	()	()	()	()			
	女	()	()	()	()	()			
動力により駆動される機械(ミシン)、木工機械を使用する作業	男	()	()	()	()	()			
	女	()	()	()	()	()			
上記 から までの作業を除く危険有害業務	男	()	()	()	()	()			
	女	()	()	()	()	()			
合 計 （実人数）	男	()	()	()	()	()			
	女	()	()	()	()	()			

（注）複数の作業に重複して従事する家内労働者等がある場合には、当該作業の種類ごとにそれぞれ人数を記入してください。

ただし、「合計」欄には実人数を記入してください。

右かっこ内（ ）に、内数として補助者数を記入してください。

○ 最低工賃該当業務

● 電気機械器具製造業(下記の該当欄に **✓** を入れてください)

✓	品 目	工 程	規 格
	電解コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ、直径が2.5mm以上で選別項目が5～6項目のもの
	コイル	からげ (手作業で行うものに限る)	径が0.05mm以上0.2mm以下のもので2回以上からげるもの
	プリント基板	差 し (手作業で行うものに限る)	リード線が2本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの
	自動車用 ワイヤーハーネス	コネクター差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)	長さが50cmを超え2m以下の電線について行うもの
		チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう)	長さが50cmを超え1m以下のチューブについて行うもの
	該当なし		

● 外衣・シャツ製造業(下記の該当欄に **✓** を入れてください)

✓	品 目		工 程	規 格
	作業服	上 衣	糸くず取り	
		ズボン		
	ワイシャツ		糸くず取り(自動糸切機のもの)	
	男子既製洋服	背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cmの間に9針以上のもの
			前裏すそまつり	針目が3cmの間に5針以上のもの
	婦人既製洋服		そで口裏まつり	針目が3cmの間に7針以上のもの
			すそまつり	
			見返し星入れ	
			千鳥がけ	針目が3cmの間に4針以上のもの
			パット付け	
			糸ループ付け	糸ループの長さが3cm以上のもの
			かぎホック付け	
			スナップ付け	
			ボタン付け	18mm以下のものであって糸足つきで根巻きが3回以上のもの
			ワンピース又は上衣	しつけ糸の無いものに限る
		スカート又はズボン		
	該当なし			